

解体工事の技術者について

令和3年2月
令和3年3月(追記)
調達契約課

建設業法の改正に伴い、平成28年6月1日より建設業許可の業種区分に解体工事業が新設され、~~令和3年3月31日~~令和3年6月30日をもって解体工事業の技術者の経過措置期間が終了します。来年度以降の解体工事の入札において、一部の資格について確認書類の添付を求めることといたしますので、お知らせします。

(令和3年3月修正)

1. <<確認書類の添付が必要な資格について>>

下記の資格を保有している方を配置技術者として、解体工事の入札に参加する際は、「登録解体工事講習」の受講又は解体工事業の実務経験(1年以上)を確認できる書類(登録解体工事講習修了証又は実務経験証明書)を添付して入札書を提出してください。なお、**確認書類については、入札毎に提出**をお願いします。

- ・平成27年度以前に土木施工管理技術検定試験(種別「土木」)に合格した者
【1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士(種別：土木)】
- ・平成27年度以前に建築施工管理技術検定試験(種別「建築」又は「躯体」)に合格した者
【1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(種別：建築、躯体)】
- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門「建設」)の2次試験に合格した者

2. <<経過措置期間の延長について>> (令和3年3月追記)

新型コロナウイルス感染症の拡大による登録解体工事講習の受講機会の減少等を受け、解体工事業の技術者の経過措置期間が令和3年6月30日まで延長されることとなりました。つきましては、開札日が令和3年7月1日以降の入札について、上記の対応を実施します。

令和3年7月1日以降の解体工事業の技術者

【登録解体工事講習の受講又は解体工事業の実務経験の確認書類の添付が必要な資格】

資 格			要 件
建設業法	113	一級土木施工管理技士 ※平成27年度までの合格者	登録解体工事講習の受講又は解体工事に関し1年以上の実務経験が必要
	214	二級土木施工管理技士（土木） ※平成27年度までの合格者	
	120	一級建築施工管理技士 ※平成27年度までの合格者	
	221	二級建築施工管理技士（建築） ※平成27年度までの合格者	
	222	二級建築施工管理技士（躯体） ※平成27年度までの合格者	
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	
職業能力開発促進法	257	とび・とび工（2級）	解体工事に関し3年（平成15年以前の合格者は1年）以上の実務経験が必要

【登録解体工事講習の受講又は解体工事業の実務経験の確認書類の添付が不要な資格】

資 格			要 件
建設業法	113	一級土木施工管理技士 ※平成28年度以降の合格者	/
	214	二級土木施工管理技士（土木） ※平成28年度以降の合格者	
	120	一級建築施工管理技士 ※平成28年度以降の合格者	
	221	二級建築施工管理技士（建築） ※平成28年度以降の合格者	
	222	二級建築施工管理技士（躯体） ※平成28年度以降の合格者	
職業能力開発促進法	157	とび・とび工（1級）	
民間資格	060	登録解体工事試験の合格者（解体工事施工技士）	
実務経験	001	高等学校卒業後5年以上、高専・大学卒業後3年以上の実務経験を有し、在学中に建設業法施行規則で定める学科を修めた者	経営事項審査申請書の技術職員名簿に解体業種の実務経験の資格が登録されている者（または監理技術者証で解体業種の実務経験の資格が確認できる者）
	002	10年以上の実務経験を有する者	